



株式
会社 **中山製鋼所**

証券コード 5408

第122回定時株主総会招集ご通知添付書類

第122期 (平成27年度) 報告書

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

CONTENTS

株主の皆様へ	P. 1
事業報告	P. 1
連結計算書類	P. 15
計算書類	P. 17
連結計算書類に係る 会計監査人の監査報告書 謄本	P. 19
会計監査人の監査報告書 謄本	P. 20
監査役会の監査報告書 謄本	P. 21

「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.nakayama-steel.co.jp/>) に掲載しておりますので、本報告書には記載しておりません。

従って、本報告書に含まれる連結計算書類および計算書類は、監査役会または会計監査人が監査報告または会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。

株主の皆様へ

平素は、格別のご厚情を賜り、心から厚くお礼申し上げます。

さて、当社は平成28年3月31日をもって第122期を終了いたしましたので、事業の概況等につきましてご報告申し上げます。

平成28年6月

代表取締役社長 森田 俊一



第122期事業報告 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度のわが国経済は、中国を中心とした新興国経済の減速が見られましたが、企業収益の改善を背景とした設備投資や雇用・所得環境の改善が見られ、全体としては緩やかな回復基調で推移しました。

鉄鋼業界では、中国の過剰な輸出が続いたことから海外市況はさらに悪化し、国内鋼材市況も製品販売価格の値下げ幅が拡大するなど、総じて厳しい状況で推移しました。

このような状況のもと、当社グループは、鉄スクラップ価格やエネルギーコストの値下がりとともに、各部署での更なる収益改善に取り組んでまいりました。

これらの結果、事業再生3年目の最終年度である当期は、連結および単独ともに計画を上回る収益をあげるとともに、平成28年3月28日に事業再生を完了させることが出来ました。

【鉄鋼事業】

鉄鋼事業につきましては、鋼材販売数量の減少および販売価格の下落により売上高は減少しましたが、主原料であるスクラップや購入鋼片の価格が下

落したことや、電力やガス料金などのエネルギーコストが低減したことなどにより、前連結会計年度に比べて増益となりました。これらの結果、売上高は前連結会計年度に比べ、167億75百万円減収の1,295億92百万円、経常利益は11億93百万円増益の49億43百万円となりました。

【エンジニアリング事業・不動産事業】

エンジニアリング事業につきましては、鑄造ロール部門の受注が減少したことなどにより、売上高は前連結会計年度に比べ、44百万円減収の19億71百万円、経常利益は77百万円減益の1億16百万円となりました。

不動産事業につきましては、賃貸収入を中心に安定した収益を確保し、売上高は前連結会計年度に比べ、18百万円増収の6億59百万円、経常利益は34百万円減益の3億93百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度に比べ、168億1百万円減収の1,322億24百万円、営業利益は10億47百万円増益の56億94百万円、経常利益は11億58百万円増益の49億85百万円となりました。なお、前連結会計年度において特別利益に固定資産売却益45億71百万円を計上しておりま

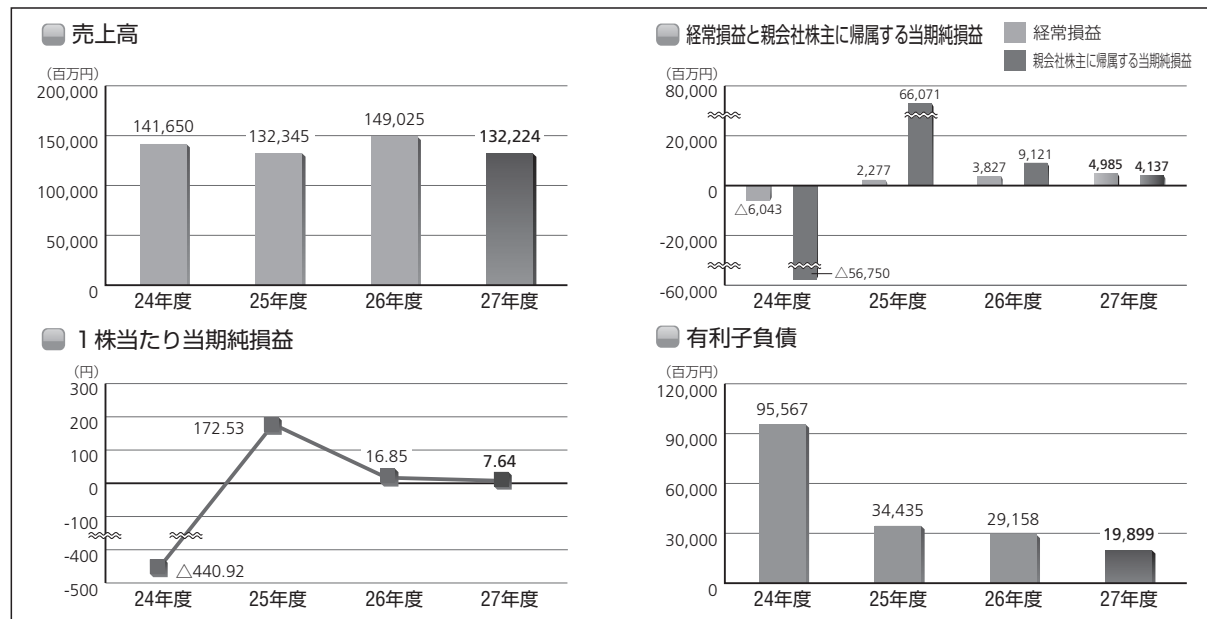
したので、親会社株主に帰属する当期純利益は49億84百万円減益の41億37百万円となりました。

当事業年度の単独決算につきましては、売上高は、前事業年度に比べ156億82百万円減収の914億56百万円、営業利益は12億55百万円増益の34億44百万円、経常利益は13億12百万円増益の27億79百万円となりました。当事業年度は特別利益が大幅に減少しました結果、当期純利益は45億94百万円減益の26億18百万円となりました。

当社は、利益配分に関する基本方針を、経営基盤・財務体質の強化を勘案のうえ、長期的な展望に基づいて可能な限り株主の皆様へ還元することとしております。

しかしながら、当社は当期まで事業再生の段階にありましたことから、当期の期末配当につきましては、誠に遺憾ではございますが、無配とさせていただきます。

(参考) 連結業績



(2) 対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、東京オリンピック・パラリンピックに向けた都市開発関連の需要などにより緩やかな回復が期待される一方で、中国を始めとする新興国の景気減速の長期化や急激な円高の進行など下振れリスクも高まってきております。

さらに、鉄鋼業界におきましては、足下で原材料である鉄スクラップ価格が急騰するなど、先行きの不透明感は強まってきております。

このような中、当社グループは新中期経営計画（平成28年度～平成30年度）に基づいて、当面増加が見込まれる鋼材需要を確実に捉えることで収益の拡大を図るとともに、長期的な市場縮小や市況変化にも耐え得る事業基盤の構築を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、以上の諸事情をご賢察のうえ、今後とも何卒ご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

＜新中期経営計画の基本方針＞

(1) 成長ステージへの移行と長期的な国内市場縮小に耐え得る事業基盤の構築

- ①“中山らしさ”を活かした事業展開・営業推進による収益力の一層の強化
 - ・当社生産設備の特長や製品特性を活かしたオリジナリティ製品を軸として、多品種・小ロット・短納期等のきめ細やかな顧客サービス機能強化による顧客満足度向上と差別化を図ること
 - ・販売競争力を強化します。
 - ・更なる品質改善とともに、工場生産性向上や省エネ・省人投資により、コスト競争力を強化します。
- ②グループ会社との協働戦略の推進による連結収益最大化
 - ・全国的な高シェア・知名度を有する当社グループ企業の製品群を武器に、グループ各社の加工機能・川下流通機能を徹底活用し、連結収益の最大化を目指します。
- ③新日鐵住金株式会社との連携強化
 - ・圧延受委託をはじめとする双方のメリットを追求したパートナー関係の維持・深化を図ります。

(2) 持続的な成長を支える人材・財務基盤の強化と株主還元の実施

- ①人材育成・現場力の強化
 - ・将来の中核を担う優秀人材の育成に努めます。(平成27年度より新卒採用を再開)
 - ・当社・協力会社の双方が、熟練工から若手への技術・技能伝承の取組みを強化することで、生産技術力・現場力の維持・向上を図ります。
- ②財務体質の強化
 - ・環境変化に耐え得る強固な財務基盤を維持するとともに、利益成長を実現することで、資本効率（ROE）を重視した経営を実践していきます。
- ③株主還元の実施
 - ・安定した収益とキャッシュフローの創出により、復配の早期実現を目指します。

(3) 平成30年度の連結財務目標 (参考) 平成27年度実績

経常利益	： 60億円	経常利益	： 49.9億円
自己資本比率	： 62%	自己資本比率	： 58.3%
ROE	： 7%	ROE	： 6.4%

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に当社および連結子会社が実施した設備投資の総額は25億37百万円であり、主なものは既存設備の老朽更新投資、省エネルギー対策投資等であります。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、重要な借入れ等の資金調達はありますが、当社は、新中期経営計画の遂行に必要な資金を調達するために、平成28年3月31日に長期借入契約65億円と貸出コミットメントライン契約（総額50億円）を取引金融機関と締結しております。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第119期 (平成24年度)	第120期 (平成25年度)	第121期 (平成26年度)	第122期 〔当連結会計年度〕 (平成27年度)
売上高(百万円)	141,650	132,345	149,025	132,224
経常損益(百万円)	△ 6,043	2,277	3,827	4,985
親会社株主に帰属する当期純損益(百万円)	△ 56,750	66,071	9,121	4,137
1株当たり当期純損益(円)	△ 440.92	172.53	16.85	7.64
総資産(百万円)	109,736	123,372	126,899	113,529
純資産(百万円)	△ 15,863	52,668	62,451	66,138

(注) 1. △は損失を示しております。

2. 1株当たり当期純損益は、期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。

3. 第122期から「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

4. 第119期につきましては、売上高は鋼材販売量、鋼材販売価格ともに前期を下回り大幅な減収となりました。経常損益は、鉄源多様化による主原料価格の引き下げ、厚板工場休止や人員削減による固定費の削減など徹底したコストダウン等により、前期とほぼ同水準の損失となりました。当期純損益につきましては、特別損失に鉄鋼事業用資産などの減損損失や棚卸資産評価損を計上しましたので大幅な損失となりました。

5. 第120期につきましては、当期純損益は特別利益に債務免除益、株式交換による負ののれん発生益を計上しましたので、大幅な改善となりました。純資産につきましては、債務免除益の計上などにより利益剰余金が増加したことに加え、第三者割当増資の実行により資本金および資本剰余金が増加しました。また、株式交換を実行し連結子会社5社を完全子会社化したことにより、少数株主持分をすべて取り崩しましたが、負ののれん発生益の計上による利益剰余金と資本剰余金がそれぞれ増加しました。

6. 第121期につきましては、売上高は、鋼材販売量、鋼材販売価格ともに前期に比べて改善いたしました。経常利益は、主原料である購入鋼片の価格および電力やガスなどのエネルギーコストが上昇しましたが、一層のコスト削減を推し進めた結果、前期に比べて増加しました。当期純損益の減少につきましては、前期の特別利益に債務免除益602億円と、負ののれん発生益70億円の計上があったためです。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
中 山 三 星 建 材 株 式 会 社	300 百万円	100.00 %	鉄鋼二、三次製品の製造・販売
中 山 通 商 株 式 会 社	96	100.00	鉄鋼、非鉄金属、機械、原燃料の売買
三 星 商 事 株 式 会 社	46	100.00	鉄鋼製品、建築資材の販売
三 星 海 運 株 式 会 社	56	100.00	陸運・海運業、倉庫業、損害保険代理業
中 山 興 産 株 式 会 社	100	100.00	不動産の売買・仲介・管理等
三 泉 シ ャ ー 株 式 会 社	60	100.00	鉄鋼二、三次製品の製造・販売

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

区 分		主 要 品 目	
鉄 鋼 事 業	銅 板	熱延銅帯、厚板、中板、縞板、鍍金銅帯	
	材 条 銅	線材、バーインコイル、棒銅、軽量C形鋼、パイプ、線材二次製品	
		銅片、副産物等	
エ ン ジ ニ ア リ ン グ 事 業		海洋（銅製魚礁・増殖礁）、ロール、バルブ、機械加工等	
不 動 産 事 業		不動産の賃貸・売買	

(8) 主要な営業所および工場

① 当社

本 社 ・ 船 町 工 場	大阪市大正区船町一丁目 1 番66号
東 京 支 店	東京都中央区日本橋二丁目16番11号 日本橋セントラルスクエア 5 階
名 古 屋 営 業 所	名古屋市中村区名駅三丁目22番 8 号 大東海ビル 8 階

(注) 東京支店は、平成27年 6 月 1 日付で東京都中央区日本橋二丁目15番 5 号 PMO日本橋二丁目 9 階より移転しております。

② 重要な子会社

会 社 名	本 社 所 在 地	主 要 な 営 業 所 お よ び 工 場
中 山 三 星 建 材 株 式 会 社	堺 市 堺 区	苫小牧工場、清水工場、名古屋工場、堺工場、田布施工場(山口県)、丸亀工場、大分工場、都城工場、辰口工場(石川県)
中 山 通 商 株 式 会 社	大 阪 市 西 区	大阪支店、東京支店、名古屋支店、福岡支店、仙台支店
三 星 商 事 株 式 会 社	大 阪 市 西 区	札幌営業所、関東営業所、浜松営業所、三重営業所、兵庫営業所、岡山営業所、大分営業所
三 星 海 運 株 式 会 社	大 阪 市 西 区	東京営業所、清水営業所、武豊営業所(愛知県)、大分営業所、宮崎営業所
中 山 興 産 株 式 会 社	大 阪 市 大 正 区	
三 泉 シ ャ ー 株 式 会 社	大 阪 市 浪 速 区	

(9) 従業員の状況

事 業	鉄鋼事業	エンジニアリング事業	不動産事業	全 社 (共 通)	合 計	前期末比 増 減 数
従業員数(名)	1,006	23	37	44	1,110	13名増

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数(当社および子会社から当社および子会社以外への出向者を除き、当社および子会社以外から当社および子会社への出向者を含む)であります。
2. 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(10) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	6,407 百万円
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	2,914
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,999
株 式 会 社 福 岡 銀 行	1,961
株 式 会 社 あ お ぞ ら 銀 行	1,947
株 式 会 社 り そ な 銀 行	1,438

(11) その他企業集団に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 700,000,000株
(2) 発行済株式の総数 630,792,561株（うち自己株式 2,696,200株）
(3) 株 主 数 11,445名
(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
新 日 鐵 住 金 株 式 会 社	107,087 千株	17.04 %
阪 和 興 業 株 式 会 社	80,585	12.83
日 鉄 住 金 物 産 株 式 会 社	54,085	8.61
大 和 P I パ ー ト ナ ー ズ 株 式 会 社	54,085	8.61
エ ア ・ ウ ォ ー タ ー 株 式 会 社	47,298	7.53
中 山 三 星 建 材 株 式 会 社	25,194	4.01
中 山 通 商 株 式 会 社	22,664	3.60
三 星 海 運 株 式 会 社	19,471	3.10
三 星 商 事 株 式 会 社	19,337	3.07
大 阪 瓦 斯 株 式 会 社	19,230	3.06

（注）持株比率は自己株式（2,696,200株）を控除して算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	森 田 俊 一	営業、購買、製造、エンジニアリング、安全防災、環境管理部門統括 管理部門統括
専 務 取 締 役	箱 守 一 昭	
常 務 取 締 役	中 村 佐知大	
監 査 役（常 勤）	今 井 武	
監 査 役	福 西 惟 次	
監 査 役	川野辺 弘 文	

(注) 1. 監査役福西惟次、川野辺弘文の両氏は、社外監査役であります。なお、当社は福西惟次氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

2. 監査役の財務および会計に関する相当程度の知見については以下のとおりです。

(1) 監査役福西惟次氏は、他社での経理担当役員や財務実務を歴任するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 監査役川野辺弘文氏は、他社において財務・経理部門で長年にわたり実務を経験され、さらに経理担当役員を経験されるなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、当社定款第38条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を当該損害賠償責任の限度としております。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額	摘 要
取 締 役	3 名	51 百万円	
監 査 役	3	17	うち社外2名5百万円
計	6	69	

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、平成元年6月29日開催の第95回定時株主総会決議において月額2,500万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。

3. 監査役の報酬限度額は、平成5年6月29日開催の第99回定時株主総会決議において月額350万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員等に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係および主要取引先等特定関係事業者との関係

区 分	氏 名	重要な兼職先と当社との関係	主要取引先等特定関係事業者との関係
社外監査役	福 西 惟 次	該当事項なし	該当事項なし
	川 野 辺 弘 文	該当事項なし	該当事項なし

② 主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外監査役	福 西 惟 次	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回に出席し、監査役会19回のうち19回に出席しております。 出席した取締役会および監査役会においては、国内外の会社経営歴任やコンサルタントの見地から、発言を行っております。
	川 野 辺 弘 文	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回に出席し、監査役会19回のうち19回に出席しております。 出席した取締役会および監査役会においては、主に経験豊かな経営者としての見地から、発言を行っております。

(注) なお、上記のほか会社法第370条および当社定款第28条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回あります。

③ 当社の不祥事等に関する対応の概要

該当事項はありません。

④ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

⑤ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、平成25年3月28日に株式会社地域経済活性化支援機構の再生支援決定を受け、事業再生計画に基づいて、経営再建に取り組んでまいりました。平成25年6月18日開催の第119回定時株主総会において、分散化した権限を集約し意思決定の迅速化を図るため、取締役の人数を6名から法定上最少の定員である3名にスリム化するとともに、取締役3名のうち2名を外部招聘の新任取締役として選任し、経営体制の刷新を図りました。

出身元が社外である取締役が取締役会の過半数を占め、十分に社外の視点を踏まえた経営が図られる体制を整えているとともに、経営再建中は、迅速な意思決定と可能な限りの経費節減が求められたため、社外取締役を置くことは相当でないと判断しました。

なお、当事業年度末日において、当社は社外取締役を選任しておりませんが、今後は企業価値の向上に向けて本定時株主総会において新たに社外取締役の選任をお諮りいたします。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額 52百万円

公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額 0百万円

合計 52百万円

② 当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額は52百万円であります。

(注) 1. 監査役会は、会計監査人が提出した監査計画や監査報酬の見積書、およびその算定根拠などの資料につき説明を受け、前年度の会計監査の職務の遂行状況などを踏まえ、必要な検証を行った上で、計画内容、見積額が適切であると判断し、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額にはその合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社が「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」第17条第1項に基づく賦課金に係る特例の認定の申請をするために、有限責任 あずさ監査法人が再生エネルギー法施行規則第21条第2項第3号に定める公認会計士等の確認を実施しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当する場合、監査役会は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また上記に準じる場合、その他必要があると判断した場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

(5) 会計監査人と締結している責任限定契約

該当事項はありません。

6. 会社の体制および方針

当社は、平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）に対応し、平成27年4月30日開催の当社取締役会において、本体制および方針の一部を改定いたしました。

- (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（内部統制システムに関する基本方針）
- ① 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ・ コンプライアンス体制に係る規程を遵守し、当社の役員および社員が法令および社会通念等を遵守した行動をとるための「中山製鋼所役職員行動規範」を、グループ各社は、「中山製鋼所役職員行動規範」に基づいて作成された各社ごとの役職員行動規範を周知徹底させる。
 - ・ 倫理ホットライン（内部通報制度）を活用して、コンプライアンスの徹底を図る。
 - ・ 法令等遵守の徹底を図るため、コンプライアンス推進部署の活用と教育を行う。
 - ・ 内部監査部門は、コンプライアンス推進部署と連携のうえコンプライアンスの状況を監査する。
 - ・ 反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当な要求に対してはこれを断固として拒否する。反社会的勢力による不当な要求に対しては、外部専門機関と緊密な連携をして組織的に対応する。
 - ・ 財務報告に係る内部統制については、「財務報告に係る内部統制」に関する基本方針を制定し、会社法、金融商品取引法、証券取引所規則等への適合性を確保のうえ、十分な体制を整備して運用する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- 取締役の職務の執行に係る文書その他の情報につき、当社の社内規程に従い適切に保存および管理を行う。
- ③ 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・ 当社グループを取り巻く様々なリスクに対して、その発生の未然防止および適切な対応を行うことを目的として、「リスクマネジメント基本規程」を制定し、当社グループのコンプライアンスおよびリスクマネジメント推進に係わる課題・対応策を協議・承認する組織として、取締役会の下にコンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設置する。
 - ・ 危機および緊急時の事態が発生した場合、またはそのおそれがある場合には、危機管理本部を設置し、当該リスクの適正な把握に努めるとともに、迅速な対応と損害の拡大を防止する体制を整える。
 - ・ 新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、速やかに対応責任者となる取締役を定める。
- ④ 当社および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 取締役会は、原則として毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営上の重要事項について決定を行い、かつ取締役の職務の執行を監督する。その決定および報告は、取締役会付議基準に基づいて行う。
 - ・ 執行役員制度を採用し、意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、取締役会の監督機能の実効性と執行役員による業務執行の効率性を高める。
 - ・ 当社の組織・業務運営については、本部制を採用し、担当組織の業務執行に専念できる体制を構築する。
 - ・ 業務運営の状況を把握し、その改善を図るために、内部監査を実施する。
- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・ 当社および子会社は、「中山製鋼所役職員行動規範」に基づき、グループ一体となった経営を行う。

- ・ 子会社の経営上の重要な情報や判断に関する事項は、当社の社内規程に従い、直ちに当社取締役および担当部門に報告されるものとする。
 - ・ グループ全体に影響を及ぼす重要な事項については、定期的に開催しているグループ会社連絡会で情報の共有化を図る。
 - ・ 内部監査部門は、グループ全体の内部統制を監査し、業務の適正を確保する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ内部監査部門などの社員を監査役を補助すべき使用人として任命し、監査役の指示による調査の権限を認める。
- ⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
任命された使用人に関する人事異動、組織変更等は、監査役会の意見を聞くものとする。
- ⑧ 当社および子会社の取締役および使用人等が監査役に報告をするための体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 当社の取締役および使用人は、経営の状況、事業の遂行状況、財務の状況、重要な会議などで決議された事項、当社に著しい損害を及ぼす事実、内部監査の実施状況およびリスク管理に関する重要な事項、重大な法令・定款違反、内部通報制度の状況について遅滞なく監査役に報告する。
 - ・ 子会社の取締役、監査役および使用人等またはこれらの者から報告を受けた者は、上記の事項等について遅滞なく監査役に報告する。
 - ・ 当社および子会社の取締役および使用人等は、監査役に報告を行ったことを理由として、不利益な取扱いは受けないものとする。
- ⑨ 監査役の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査の職務の執行に必要と認められる費用などについては、当該監査役の求めに応じて、これを処理するものとする。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役会は代表取締役社長と意見交換会を開催するとともに、必要に応じて取締役等と面談をする。
 - ・ 取締役および使用人は、監査役が必要と認める会議への出席や取締役等との意見交換、実施調査、子会社の調査、重要書類などの便宜を図り、監査役の活動が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
 - ・ 監査役は、会計監査人および内部監査担当部門との間で、監査結果や、その他随時必要な報告を受けるなど、緊密な連携をとることで、効率的な監査の実施を行う。

(2) 運用状況の概要

当社は、上記に掲げた体制および方針に基づき、体制の整備とその適切な運用に努めております。その運用状況の概要は、以下のとおりです。

① コンプライアンス体制

当社は、コンプライアンス推進部署のもとで、主に役職員行動規範、情報管理規程、内部通報規程、倫理ホットライン等コンプライアンス全般についての教育を行い、法令違反の未然防止に努めております。

② リスク管理体制

リスクマネジメント基本規程に基づき、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会を開催しています。定例の委員会では、年度ごとの全社重点課題に対し、グループ全体での取り組み状況を調査・報告し、課題・対策の検討をしております。

グループについては、業務連携規程に基づき、グループ担当部署への随時重要事項の報告、情報共有を行っております。また、当社取締役とグループ会社との連絡会を四半期に1回以上開催しています。

③ 取締役の職務執行

取締役会規則および取締役会付議基準に基づき、当事業年度は、取締役会を15回開催しております。また、当社では執行役員・本部長制度を導入し、執行役員・本部長が業務執行をすることで、取締役は担当部門全体の把握が容易になり、監督機能が強化されています。また、取締役会の下部組織として、業務執行に関する定例報告および重要事項等を審議・報告する経営会議を開催しています。

④ 監査役の職務執行

当社監査役会は、常勤監査役1名および社外監査役2名で構成し、当事業年度は19回開催しております。常勤監査役は、取締役会を含む重要な会議に出席し、業務執行が適切に行われているかその適性および妥当性を監査しています。また、内部監査部門と連携し、必要に応じて取締役との面談、社内の各部署・グループ会社への往査を行い、監査の有効性の確保に努めています。

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合に、これを受け入れるか否かについては、株主の皆様によって最終的に決定・判断されるべき事項であると認識しております。

当社は、当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上するためには、大規模買付者が意図する経営方針や事業計画の内容、株主の皆様や当社グループの経営に与える影響、当社グループを取り巻く多くの関係者に対する影響等について、事前の十分な情報開示がなされることが必要であると考えます。また、大規模買付者に対して質問や買収条件等の改善を要求し、あるいは株主の皆様にもメリットのある相当な代替案が提示される機会を確保するため、相応の検討時間・交渉機会等も確保されている必要があると考えます。

そこで、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上のため必要かつ相当な手段をとることができるよう、必要なルールおよび手続きを定めることとします。

(2) 基本方針の実現のための取り組みの概要

〔当社株式の大規模な買付行為に関する適正ルール（買収防衛策）の導入〕

当社は、平成20年6月27日開催の第114回定時株主総会において、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の大規模な買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の大規模な買付行為（以下、「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に関する適正ルール（以下、「本プラン」といいます。）の導入を決議し、平成23年6月29日開催の第117回定時株主総会および平成26年6月26日開催の第120回定時株主総会において、それぞれ株主の皆様にも本プランの継続をご承認いただきました。

① 本プランの概要

本プランは、大規模買付者に対し、以下に定めるルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）の遵守、具体的には①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始することを求めるもので、以下の手続きを定めております。

a. 大規模買付者による当社への「意向表明書」の提出

b. 必要情報の提供

c. 検討期間（「取締役会評価期間」）の確保

60営業日：対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合

90営業日：その他の大規模買付行為の場合

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じてファイナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士等の社外の専門家の助言を受け、また独立委員会の意見を聴取しながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為の条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

② 大規模買付ルールが遵守されなかった場合の対抗措置

大規模買付ルールが遵守されない場合には、当社取締役会は、当社および当社株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為の開始に対抗する場合があります。大規模買付ルールが遵守されている場合には、当社取締役会は仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、原則として具体的対抗措置を発動しません。

③ 本プランの有効期限

本プランの有効期限は、平成29年6月開催予定の当社定時株主総会終了の時点まで（3年間）とします。また、本プランは、その有効期間中であっても、当社取締役会または当社株主総会の決議により廃止されるものとしています。

(3) 上記取り組みに対する取締役会の判断およびその理由

本プランは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、本プランを設定することは、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

（注） 本事業報告中に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(平成28年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	71,782	流 動 負 債	36,803
現 金 及 び 預 金	29,931	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	12,849
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	23,764	短 期 借 入 金	19,583
電 子 記 録 債 権	1,237	未 払 金	1,371
商 品 及 び 製 品	8,460	未 払 費 用	1,066
仕 掛 品	1,734	未 払 法 人 税 等	230
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	5,215	未 払 消 費 税 等	644
繰 延 税 金 資 産	454	賞 与 引 当 金	633
そ の 他	1,051	そ の 他	423
貸 倒 引 当 金	△ 67	固 定 負 債	10,587
固 定 資 産	41,747	長 期 借 入 金	316
有 形 固 定 資 産	35,556	繰 延 税 金 負 債	4,649
建 物 及 び 構 築 物	4,004	再評価に係る繰延税金負債	1,113
機 械 及 び 装 置	6,410	環 境 対 策 引 当 金	103
車 両 及 び 運 搬 具	177	退 職 給 付 に 係 る 負 債	2,307
工 具 器 具 及 び 備 品	285	負 の の れ ん	930
土 地	24,120	そ の 他	1,167
リ ー ス 資 産	154	負 債 合 計	47,391
建 設 仮 勘 定	403	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	201	株 主 資 本	62,191
そ の 他	201	資 本 金	20,044
投 資 そ の 他 の 資 産	5,990	資 本 剰 余 金	7,826
投 資 有 価 証 券	3,125	利 益 剰 余 金	35,092
退 職 給 付 に 係 る 資 産	889	自 己 株 式	△ 772
繰 延 税 金 資 産	1	その他の包括利益累計額	3,947
差 入 保 証 金	1,746	その他有価証券評価差額金	1,054
そ の 他	287	土 地 再 評 価 差 額 金	3,134
貸 倒 引 当 金	△ 61	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△ 241
資 産 合 計	113,529	純 資 産 合 計	66,138
		負 債 純 資 産 合 計	113,529

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

[illegible]

16

貸 借 対 照 表

(平成28年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	47,166	流 動 負 債	28,074
現 金 及 び 預 金	18,505	支 払 手 形	280
受 取 手 形	245	買 掛 金	5,363
売 掛 金	17,059	短 期 借 入 金	16,813
製 品	2,568	関 係 会 社 短 期 借 入 金	2,050
半 製 品	1,851	未 払 金	828
仕 掛 品	1,738	未 払 費 用	895
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	3,996	未 払 法 人 税 等	98
繰 延 税 金 資 産	149	賞 与 引 当 金	257
そ の 他	1,052	そ の 他	1,486
貸 倒 引 当 金	△ 1	固 定 負 債	5,216
固 定 資 産	36,974	繰 延 税 金 負 債	2,019
有 形 固 定 資 産	17,464	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,113
建 物	1,689	退 職 給 付 引 当 金	1,159
構 築 物	632	環 境 対 策 引 当 金	103
機 械 及 び 装 置	5,125	資 産 除 去 債 務	427
車 両 及 び 運 搬 具	0	そ の 他	393
工 具 器 具 及 び 備 品	159	負 債 合 計	33,291
土 地	9,410	(純 資 産 の 部)	
リ ー ス 資 産	53	株 主 資 本	46,793
建 設 仮 勘 定	394	資 本 金	20,044
無 形 固 定 資 産	109	資 本 剰 余 金	16,977
ソ フ ト ウ ェ ア	11	資 本 準 備 金	16,977
そ の 他	98	利 益 剰 余 金	10,371
投 資 そ の 他 の 資 産	19,399	そ の 他 利 益 剰 余 金	10,371
投 資 有 価 証 券	1,759	繰 越 利 益 剰 余 金	10,371
関 係 会 社 株 式	15,604	自 己 株 式	△ 599
前 払 年 金 費 用	743	評 価 ・ 換 算 差 額 等	4,056
差 入 保 証 金	1,141	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	922
そ の 他	150	土 地 再 評 価 差 額 金	3,134
貸 倒 引 当 金	△ 0	純 資 産 合 計	50,849
資 産 合 計	84,141	負 債 純 資 産 合 計	84,141

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成27年 4 月 1 日から)
(平成28年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目				金 額	
高	上	原	価		91,456
利	上	利	益		82,597
益	上	総	益		8,858
費	販 売 費 及 び 一 般 管 理 費				5,413
益	業 業 外 収 益				3,444
息	受 取 利			0	
金	受 取 配 当			383	
他	そ の 他			137	521
利	業 外 費 用				
息	支 払 利			547	
料	シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン 手 数 料			195	
料	賃 借			149	
他	そ の 他			293	1,186
益	経 常 利 益				2,779
益	特 別 利 益				
益	固 定 資 産 売 却 益			2	2
損	特 別 損 失				
損	関 係 会 社 株 式 評 価 損			478	
損	固 定 資 産 除 却 損			35	514
益	税 引 前 当 期 純 利 益				2,267
税	法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税			△ 317	
額	法 人 税 等 調 整 額			△ 33	△ 350
益	当 期 純 利 益				2,618

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月20日

株式会社 中山製鋼所
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 和田 安弘 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 溝 静太 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社中山製鋼所の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社中山製鋼所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月20日

株式会社 中山製鋼所
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 和田 安 弘 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 溝 静 太 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社中山製鋼所の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第122期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第122期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所である船町工場において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月25日

株式会社 中山製鋼所 監査役会

常 勤 監 査 役	今 井	武	印
社 外 監 査 役	福 西	惟 次	印
社 外 監 査 役	川野辺	弘 文	印

以 上

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
期末配当金受領 株主確定日	毎年3月31日
中間配当金受領 株主確定日	毎年9月30日
定時株主総会	毎年6月
単元株式数	1,000株
株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社
特別口座の口座 管理機関	
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 電話 0120-094-777 (通話料無料)
上場証券取引所	東京証券取引所 市場第一部
公告の方法	電子公告 http://www.nakayama-steel.co.jp/ ただし、電子公告によることができない 事故その他のやむを得ない事由が生じた ときは、日本経済新聞に掲載して行う。

(ご注意)

1. 株主様の住所変更、単元未満株式の買取・買増請求その他各種手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問い合わせください。なお、三菱UFJ信託銀行本店にでもお取次ぎいたします。
3. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本店でお支払いいたします。

単元未満株式をご所有の株主様へ 単元未満株式(1～999株)の買取・買増制度のご案内

当社では、市場でお取引できない単元未満株式(1～999株)の買取制度および買増制度を採用しております。手数料は無料ですので、ぜひご活用ください。

※買取制度：ご所有の単元未満株式(1～999株)を当社が買い取らせていただく制度です。

買増制度：単元未満株式をご所有の場合に、あわせて1,000株にするのに必要な株式を当社から市場価格で買い増しすることができる制度です。

(ご注意)

平成28年10月1日以降は、当社の単元株式が100株となる予定です。それに伴い単元未満株式は1～99株となります。

特別口座で株式をご所有の株主様へ

平成21年1月5日から実施された株券の電子化に際して、株式会社証券保管振替機構（株券を証券会社を通じて「ほふり」に預託）をご利用されなかった当社株式につきましては、三菱UFJ信託銀行株式会社に開設された「特別口座」にその内容が記録されました。

特別口座においては、単元未満株式の買取をご利用の場合を除き、株式を売買することができませんので、特別口座で株式をご所有の株主様におかれましては、ご所有の当社株式を証券会社のお取引口座へお振替えされることをおすすめいたします。

【お問い合わせ先】

<証券会社等の口座に株式をご所有の株主様>
口座を開設されている証券会社等

<特別口座で株式をご所有の株主様>
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部



**NAKAYAMA
STEEL WORKS, LTD.**

<http://www.nakayama-steel.co.jp/>



この冊子は環境に配慮した植物油インキを使用しています。